

青森県報

第四千三百十号

平成二十九年
六月十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更…………… (税務課) …… 一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (同) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉保険課) …… 二
- 介護保険法による介護老人福祉施設の指定…………… (同) …… 二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二
- 特定行為業務の登録…………… (同) …… 二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (こどもみらい課) …… 三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (河川砂防課) …… 三
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出…………… (建築住宅課) …… 四
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生生活文化課) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 五
- 公安委員会
- ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則…………… (生活安全企画課) …… 六

正 誤

○平成二十九年一月十三日定例告示中…………… (河川砂防課) …… 六

告 示

青森県告示第四百六十号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十九年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社弘善商会	齋藤 徳親	弘前市大字北瓦ケ町一九の五	平成二六・五・二六
変更後	株式会社設備技研オサナイ	坂野 泉	弘前市大字土堂字長瀬二五二の二	二四・三・三三
変更前		小山内 隆		
変更後		小山内 隆		

青森県告示第四百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五後段の規定により告示する。

平成二十九年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 株式会社設備技術オ サナイ	代表者の氏名 小山内 隆一	主たる事務所又は事業所の 所在地 弘前市大字土堂字長瀬二五 二の二	指定取消 年月日 平成 三元・五・三
----------------------------	------------------	--	-----------------------------

青森県告示第四百六十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名 社会福祉法 人向明会	主たる事務所の 所在地又は住所 北津軽郡中泊町 大字尾別字小谷 二六の一	居宅サ ビスの種 類 短期入所 生活介護	居宅サ ビス事業を行う 事業所 名称 特別養護老 人ホーム幸 二六の一	北津軽郡中泊町 大字尾別字小谷 二六の一	指定 年月日 平成 二元・六・一
	指定居宅サービス事業者				

青森県告示第四百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護老人福祉施設の開設者

名称 社会福祉法人 向明会	主たる事務所の 所在地 北津軽郡中泊町 大字尾別字小谷 二六の一	名称 特別養護老人 ホーム幸	所在地 北津軽郡中泊町 大字尾別字小谷 二六の一	指定 年月日 平成 三元・六・一
---------------------	--	----------------------	-----------------------------------	---------------------------

青森県告示第四百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名 社会福祉法 人向明会	主たる事務所の 所在地又は住所 北津軽郡中泊町 大字尾別字小谷 二六の一	介護予防 サービスの 種類 短期入所 生活介護	介護予防サービス事業を 行う事業所 名称 特別養護老 人ホーム幸 二六の一	北津軽郡中泊町 大字尾別字小谷 二六の一	指定 年月日 平成 三元・六・一
指定介護予防サービス 事業者					

青森県告示第四百六十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

青森県告示第四百六十五号

名称 社会福祉法 人向明会	主たる事務所の 所在地又は住所 北津軽郡中泊町 大字尾別字小谷 二六の一	介護予防 サービスの 種類 短期入所 生活介護	介護予防サービス事業を 行う事業所 名称 特別養護老 人ホーム幸 二六の一	北津軽郡中泊町 大字尾別字小谷 二六の一	指定 年月日 平成 三元・六・一
名称 トコスデイ サービス東 五番町	主たる事務所の 所在地又は住所 和田市東二十 番町一七の一	介護予防 サービスの 種類 短期入所 生活介護	介護予防サービス事業を 行う事業所 名称 トコスデイ サービス東 五番町	和田市東五番 町八の二八	指定 年月日 平成 三元・六・一

平成二十九年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〃	〃	〃
年月日	〃	〃	〃
氏名又は名称	青森保健生活協同組合	青森保健生活協同組合	青森保健生活協同組合
住所	青森市東二丁目九番地	青森市東二丁目九番地	青森市東二丁目九番地
事業名称	看護小規模多機能型居宅介護事業	看護小規模多機能型居宅介護事業	看護小規模多機能型居宅介護事業
所在地	青森市安藤六丁目一〇番地	青森市安藤六丁目一〇番地	青森市安藤六丁目一〇番地
業務開始年月日	〃	〃	〃
備考	障害児通所支援	施設入所支援	短期介護生活介護

青森県告示第四百六十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	〃
所 在 地	〃
指 定 日	〃

西十一番クリニック

十和田市西十一番町四〇の三八

平成 三元・六・一

青森県告示第四百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

堀合急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱四号と標柱五号を結んだ線は町道下モ後小路線官民地境界線とし、標柱一号と標柱八号を結んだ線は町道堀合線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡五戸町		堀合	一一の一
二	〃		〃	一一の一
三	〃		下大町	九の一
四	〃		〃	一〇
五	〃	堀合	〃	九の一
六	〃	〃	〃	九の一
七	〃	〃	〃	九の三
八	〃	〃	〃	一〇の一

- 小田桐 貴子
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字大沢字稲元二〇の二
- 五 定款に記載された目的

この法人は、人と犬との共存社会の構築のために、ドッグランに関する事業を行い、動物愛護に寄与することを目的とする。

公安委員会

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成二十九年六月十二日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第八号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則

(警察本部長への委任)

- 第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号。以下「法」という。)第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察本部長に委任する。
- 一 法第五条第一項の規定による命令
 - 二 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞

- 三 法第五条第三項の規定による命令
- 四 前号に掲げる命令に係る法第五条第三項に規定する意見の聴取
- 五 第一号及び第三号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
- 六 法第五条第九項の規定による延長の処分
- 七 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
- 八 第六号に掲げる延長の処分に係る法第五条第十項において読み替えて準用する同条第六項又は第七項の規定による通知
- 九 法第十三条第二項の規定による報告徴収等

(警察署長への事務の委任)

- 第二条 法第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。
- 一 法第五条第三項の規定による命令
 - 二 前号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
 - 三 法第十三条第二項の規定による報告徴収等(第一号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。)

附 則

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。

正 誤

河 川 砂 防 課

発行年月日 平成29年6月12日 第四二四八号	区分 告示	番 号 第二〇号	ペー ジ 三	段 上	行 一二	岡崎2号急傾斜地崩壊危険区域
						岡崎2号急傾斜地崩壊危険区域
						誤
						正

(発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭